

村山地方における商品生産の発展と流通

守屋嘉美

はじめに

村山地方は、信達地方と共に、紅花を中心とする商品生産の発展した地帯として、特に寄生地主制形成の観点から分析されてきた。それ故に、この地方に関する紅花の生産、流通分析は、寄生地主形成の展望を持つ農民層分解との関連で行われてきたのは当然である。本論では、多少視角を変えて、流通を中心にし、そこに出る諸階層間の利害の対立、対抗關係から、流通機構が、小ブルジョア的発展を志向する直接生産者層の利害との関連で、如何に変化するかを考察したい。かかる操作を経た上で、小ブルジョア的発展の担手としての、あるいはその発展途上の一過程の存在形態としてであれ、矛盾せる諸侧面を一身に内包した豪農が、幕末における複雑な階級関係の中でとらざるを得ない立場、果たさなければならぬ役割を、改めて評価出来るのではあるまい。ひいては、在郷商人にも、厳密な範疇規定を前提にした上で、なお、具体的な歴史の場の中でみられる存在形態から、正当な位置、資格を与えられると思う。

1. 農民層分化の様相

第一に、農民層分化の一般的指標たる所有規模からみた階層構成の変化をみよう。具体例として示したのが第一表(1)(2)の山口村の場合である。この表から、安永～寛政期における土豪的前貸資本=旧地主層の衰退と、寛政期以降の新地主層の上昇という事実を指摘出来る。前者のより具体的事例として、大藤村稻村家を想定し得る。第二に、経営規模よりみた、農民の階層構成の存在形態をみる。

この場合、新興地主層を生み出す幕末期の新たな農民層分化進行過程における一断面を示すにすぎない。第二表を参照されたい。中規模経営者が所有規模に比して、経営規模を増大させている事実を見出しうるであろう。新地主層の土地所有拡大と同時に、中規模経営者、即ち、自作中農、自小作、小作上層農民の小商品生産者化、それに伴う一時的な経営充実を想定出来る。勿論、商品経済の発展の結果として、多くの場合、これら中規模農民の没落的傾向は否定出来ない。いわば、商品生産

第1表(1) 山口村近世後期農民層分化（土地所有規模）

(難波信雄氏作成)

	安 永 五 年	永 十 年	天 明 五 年	寛 政 十 年	文 化 六 年	文 政 二 年	文 政 十二 年	天 保 十 年	安 政 二 年	慶 二 年	應 年
(石)											
200 ~	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
100 ~ 200	2	1	1	—	—	—	—	1	2	1	—
90 ~ 100	—	—	—	—	—	1	1	1	—	—	—
80 ~ 90	—	—	—	1	1	—	1	—	—	—	—
70 ~ 80	—	—	—	1	1	1	—	—	—	—	—
60 ~ 70	—	—	—	1	—	1	1	1	1	1	1
50 ~ 60	—	1	—	—	1	—	—	—	—	1	—
40 ~ 50	—	—	—	—	5	3	3	3	4	3	4
30 ~ 40	2	3	3	4	5	4	3	3	8	7	6
20 ~ 30	14	20	20	17	2	13	13	8	11	13	—
10 ~ 20	49	49	46	32	40	33	32	33	33	33	34
5 ~ 10	10	10	7	10	11	15	17	22	16	19	19
1 ~ 5	3	5	9	10	9	14	15	14	19	15	—
~ 1	3	5	4	5	3	6	6	6	5	5	5
無 高	96	91	82	111	114	123	128	125	142	136	—
計	180	185	172	197	200	214	200	223	240	235	—

第1表(2) 山口村の例 (難波信雄氏作成)

	安永 五年	” 十年	天明 十年	寛政 十年	文化 六年	文政 二年	文政 十二年	天保 十一年	安政 二年	慶 二年	應 年
(石)											
新 藏	118.3882	111.3882	113.3882	89.8362	—	60.148	60.500	60.500	60.500	60.500	60.500
十 右 衛 門	110.143	54.699	—	63.923	15.765	—	—	—	—	—	—
儀 左 衛 門	—	18.448	18.448	77.078	51.700	91.610	91.610	91.909	171.5784	221.4328	—
吉 郎 兵 衛	23.710	25.194	25.194	46.340	81.723	70.072	81.692	103.502	114.3627	114.3627	—
庄 吉	0.416	0.208	0.208	3.602	5.635	5.843	21.346	40.723	40.723	40.723	—

第2表 北蔵増村経営規模、所有規模の対比

(地租改正の研究下所収永井秀夫氏「地租改正と寄生地主制」に依る)

所有	経営 (石)	所持											計
		40~50	30~40	20~30	15~20	10~15	7~10	5~7	3~5	1~3	0~1		
(石)	50~	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	2	
40~50	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
30~40	—	1	2	—	1	—	—	—	—	—	—	4	
20~30	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	3	
15~20	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1	
10~15	—	—	1	1	4	1	—	—	—	—	—	7	
7~10	—	—	3	3	1	1	2	—	—	—	—	10	
5~7	—	—	—	2	2	3	1	—	—	—	—	8	
3~5	—	—	—	2	2	1	1	2	1	—	—	9	
1~3	—	—	2	3	4	4	4	1	15	2	35	35	
0~1	—	—	—	1	6	7	3	9	15	55	96	96	
計	2	2	10	13	20	17	11	12	32	57	176	176	

の深化、拡大に基く、中規模経営農民相互間の絶えざる経営充実の没落の過程の中で、新たなる地主層の成長がみられるという点に注目したいわけである。以上の農民層分化の様相は、当然農村における商品生産の発展状況と不可分に関連する。

2. 生産と流通

近世中期における農村の紅花生産は、たんなる生花生産に終始し、干花への加工工程は多く城下町、在町の醸屋あるいは仲買の独占するところであった。その限り、農村における商品生産とはいっても、都市手工業への原料提供たる地位にとどまる。かかる都市と農村間の分業関係に制約されている事は、紅花の場合、生花保存不可能な特殊条件下で、直接生産者が直接流通に介入出来ない以上、農村は城下町あるいは在町へ依存しなければならない。ところが、寛政から文化、文政期にかけて、干花加工技術の農村への渗透がみられる。と同時に、農家経営に雇傭される労働力も、従来の居消奉公人中心から、給取、日雇中心へと質的に転換していくことは重要な事である。さらに、直接生産者と干花加工技術の結合は、

彼等の中から、直接流通に介入する農村商人を生み出した。その結果、生花生産者、自家生花加工者、自家生産生花他家生産生花買入加工者、自家他家生花加工他家加工干花購入者、他家加工干花購入者といった諸階層の同時的存在が指摘され得る。のみならず、生花生産者から他家加工干花購入者へ至る階層性は、たんなる諸階層の分布を示すだけでなく、直接生産者が上昇する場合の發展示路でもある。かかる系列化に便乗し、紅花商人として発展した者のみが、幕末に至って、旧土豪的地主に代って、新たな土地集積者たりえたのである。かかる事実を前提にして、以下本論の中心たる流通過程の問題に入る。

(一) 流通過程をめぐる問題

ここでは、近世中期以降、紅花流通をめぐる諸対立の分析を中心にして、その変化過程を考察したい。

(1) 第一段階

まず、享保期以降、安永期にいたる流通上の問題は、前期的商人資本相互間の市場をめぐる対立によって特徴づけられる。そして、この段階は、さらに、生産地商人の対抗手段の変化から、二つの時期に区分出来る。

(a) 享保・元文期、この時期の紅花需要はほとんど京都の独占する所であり、従って、村山の紅花は京都に送られていた。取引形態は、在方荷主と京都問屋、仲買、紅屋三者との相対売買をとっていたとみられる。ところが、享保20年、京都14軒問屋の設置に伴い、京都における紅花の売買はその独占下に入り、在方荷主と問屋外の商人あるいは紅屋との直接取引は禁止された。これに対して村山地方全商人資本の反対を予想し得るが、その事実は明確でない。逆に、14軒問屋の設置は、山形城下町問屋を従属させ、京都問屋をして、村山紅花の支配を強化させようときえする。元文3年、村山紅花品質低下、出荷量減少に関して京都問屋の山形城下町問屋に対する善処方要望、それは伴う、山形城下町問屋の生産地内流通秩序の維持、強化、即ち、自早=仲買の「きせ花」、「買置花」の禁止要求、花屋の生花買付禁止は、その具体的現われである。この京都14軒問屋の流通独占に対する反対運動は、元文5年、谷地、寒河江等の在町商人を中心にして展開された。この際、山形商人は京都問屋と結合しているとみえ、姿をみせない。この時点では、すでに在町商人が城下町商人から独立した地位を有していると考えられる。この在町商人の京都問屋に対抗する手段は京都紅屋との結合という形態をとった。京都問屋の紅屋に対する支配の弱体、即ち、京都内部の流通機構未整備という弱点を利用したわけである。この運動は、在方荷主と京都問屋、仲買、紅屋三者との間の相対売買の要求と、口銭値上反対の二項目をめぐって、以後、絶えず続けられてゆくのである。

(b) 宝暦・安永期、この期になると、在方荷主の京都問屋に対抗する手段が、以前の京都内部の問題に求められず、広く大阪、京都の商人との結合、即ち、京都、大阪、江戸三市場の流通上における力の均衡を利用してようとする点に変ってくる。まず、宝暦3年、漆山、谷地の両地商人と大阪商人の結合による京都問屋との対抗が試みられ、次いで、宝暦10年、荒町村商人が大阪、京都両所に紅花売買場の設置要求を出すに至った。さらに、紅屋と在方荷主の相対売買を認めさせる目的から、紅花売買会所の設置を、京都問屋、仲買を会所肝煎に編成するという妥協的形態で試みようとする動きが出てきた。

これに対しては、京都問屋のみならず、仲買、紅屋まで反対している。これは、京都内部における市場が問屋を頂点として、その支配下に固定化されたことを想定させる。かかる運動は、結局、明和2年、京都14軒問屋名目の廃止を余儀なくさせた。これは、問屋名目廃止に伴う問屋口銭の解消という点で在方荷主に有利ではあっても、これに代る紅花荷宿制度が作られ、依然として京

都問屋が流通に干渉するため、紅屋、在地荷主間の相対売買是不可能であった。そのため、安永元年に至って、高柳村商人と江戸商人による紅花世話所の設置要求が出されるのである。その場合の条件として、在方荷主、紅屋間の相対売買、農民に対する低金利の前貸、運上金上納等が提示された。この段階になって、初めて、直接生産者側の利害が考慮されるようになったのであるが、あくまで受動的な形での参加であり、彼等の意向をみると、一手独占の危険性ある低金利の前貸に対する農民側の不必要性から、賛成22ヶ村（後取消）、関係なし32ヶ村、反対72ヶ村という状態であった。その結果一ヶ年限りという条件で農民側が賛成を強要されている。直接生産者は、彼等の中で積極的に流通に参加する者が少ない現実を反映して、流通上の問題には消極的であった。低金利貸付に対する無関心もそれを裏付けている。従って、この時点までの諸問題を、本質的には前期的商人資本同志の流通をめぐる対立に規定されたものと考えざるを得ない。しかし、価格決定を在方荷主に有利にするための努力が、かかる形態をとりつつ払われている点に注目しなければならない。

(c) 輸送上に関する問題、商品運搬上の諸問題も、この時点までは、多くの場合、公的に容認された流通路に対する在方荷主の対抗という形で現われる。例えば、享保8年、上郷一（宿次）一大石田一（水運）一酒田コース、特に大石田問屋の河川運搬独占に反対して、漆山の商人が上郷一酒田直送を試みたのはその一例である。以後、かかる例は繰返され、享和2年の谷地商人、文化3年の山形商人の、上郷・大石田間宿次輸送に対する、紅花の脇道輸送に至るまで多数指摘出来る。又、明和2年、紅花の笠谷峠一桑折一江戸経由運搬計画も、上郷一大石田一上方コースへ対抗する意義を持つ。さらには、明和2年酒田漆役増加に対しても、その反対の中心は山形、上の山、柏倉等の商人であった。

(2) 第二段階

(a) 農村商人の市場介入、時期的には、ほぼ寛政期以降である。この時期を境にして、市場をめぐる問題で、質的に異なる要素を指摘出来る。即ち、干花加工技術の農村流入と、生産上の諸変化、それに伴う生産者の商人層の市場に対する直接的介入がそれである。寛政10年、江戸商人によって、紅花世話所の設置願が出され、その条件として、冥加金、備米代金、生産地商人の参加、利安金の貸与、在方荷主、買人の直対売買等の条件が提示された。前段階のそれと比較するならば、直接生産地の利害により深い関心が払われている点に注目すべきである。それを裏付けるかのように、文化5年、紅花世話所

開設要求に際しては、利安金貸与に対する、仲買、農民層の直接的要請がなされるのである。生産者の商人層が農村内部に発生して、自己商業の資金獲得が必要になってきたことを物語っている。その結果、直接生産者の価格決定への参加要求は不可避的になってゆく。彼等は自らの小ブルジョア的発展にとって、有利な市場形成を志向してゆくわけである。

(b) 輸送上に関する問題。運送上の面でも、前段階の商人資本の利害を中心とした諸問題に、この段階から、直接生産地内部の農民の動向が反映されてくる点は重要である。

寛政5年、酒田問屋が、物価騰貴、水運従業者の減少に対処するため、谷地、橋岡等の商人に運賃値上の善処方を要求してきた。しかし、この問題は商人資本の利害のみで決着せず長瀬、尾花沢の村々名主、百姓が、買荷の高騰と売荷値の低下を結果するとして、反対運動を開いた。次いで、文化7年、196ヶ村の百姓、商人による酒田湊役増銭への反対運動が起されるに至った。かかる動向は、天保13年、村山公私領郡中惣代をして、酒田湊役増銭に対し反対せざるを得ない立場に追い込んだ。又、嘉永2年、船町村商人が、紅花の宿次大石田運送と対抗して、船町河岸から大石田川下りを計画するが、慶応2年に至って、船町村周辺産出紅花の川下りが許可されているところをみると、周辺農村の直接生産者の強い支持を受けていたことを予想させる。このように商品輸送上においても直接的な形で、農民=直接生産者の利害を全面的に表面化せずしては、問題の解決をなしえない段階に到達している。

第三段階

この段階では、三都と在方生産地との間の流通をめぐる問題から、一転して、生産地内部の流通機構のそれに中心が移ってくる。前段階までの流通上における在方の三都に対する対抗の結果は、生産地内の商品経済の発展をさらに顕著にし、流通機構をめぐる農民層間の矛盾を生み出していくといえる。

(a) 農民諸階層間の矛盾拡大。天保末年以降、特に、万延年間以降にかかる問題が集中する。即ち、農民的商品経済の深化、拡大は、農民諸階層間にまで、利害の不一致を生み出していく。というのは、上昇過程にある直接生産者の中から、商人的機能に比重を置く者が出現し、相対的に直接生産者の利害と疎遠になるからである。その具体的な現われの一例は百姓一揆であろう。村山地方では、万延年間1件、慶応2年4件、慶応3年2件の一揆を見る。これら一揆の性格を規定する確固たる史料に乏しいのであるが、一揆参加農民の階層別構成の

第3表 慶応2年東根一揆参加・不参加百姓土地所有規模別階層表
(渡辺信夫氏提供史料に依る)

土地 所有	川原子村		観音寺村		計
	参加者	中参加者	積極的 参加者	消極的 参加者	
40~	—	—	1	—	—
35~40	2	—	—	—	—
30~35	—	—	—	—	—
25~30	3	—	—	—	—
20~25	1	—	—	—	—
15~20	2	—	—	5	5
10~15	22	3	5	6	11
5~10	40	1	13	21	34
1~5	38	14	10	19	29
~1	12	11	3	3	6
0	3	17	3	4	7
計	128	48	34	59	83

一事例が第3表である。大体の傾向として、中規模土地所有者の積極的参加と、有力農あるいは無農民層の不参加が目につく。又、この一揆の原因は不作に基づく米価騰貴であり、その場合の要求は、安夫食米払出しや小作料減免等が中心である。そして、打こわしや要求の対象になっているのは村内の豪農商が多い。前述の参加階層との関連でみると、直接生産者・小商品生産者層が一揆の主体勢力と考えられるのであり、その対立者として、村内の上昇せる豪農商層を想定出来る。第二に流通上においても、豪商と直接生産者たる資格で流通に参加する商人層の対立を生み出している。例えば、万延元年の郡中議定で、郡中惣代が、領内特産物を無手形(無役)で他出する商人層の取締を行ったり、口留番所を増加し、札商(メ売メ買)を禁止した事実はそれを物語っている。というのは、この時点の郡中惣代は多く新たに上昇した豪農商層にとって代られているとみられるからである。又、文久元年、左沢領内で、「頭立候買人」=豪商に対抗して進出する「手薄身分」=新規小商人を統制しようしたり、元治元年、長崎村で、壯年者の余業、小商人化を禁止したりするのも、かかる例として重要である。

(b) 領主・豪農商間の連繋気運。このような農地内諸階層間の矛盾の発生を、豪農商に有利な形で解消しようとする動きが、彼等と領主層の結合による直接生産者支配の試みである。その初めは、天保14年の賃銀統制令であろう。恐らく幕府の天保改革の一環と考えられるが、その主眼点は、農業労働者の賃銀引下げと、土地耕作者=小作人の確保である。ここで、すでに、豪農商の利害

と一致する側面を見出しえる。次に領主の専売制が考えられる。勿論、領主の財政窮乏打開が主目的であるが、その実現性如何は領主自体ではなく、もはや商人層の手に移行している。弘化4年に山形藩では、領内商人層との全面的妥協の下に専売制を企画し、安政2年に、天童藩でも町商人を利用して、それを行ったが、いずれも失敗に帰している。又、万延元年には、米沢村の豪農商層が、領内産物たる紅花、青苧、あるいは生糸等をめあてに、国産取締会所の設置を代官所に要望したが、実現をみなかった。そして、かかる気運の最大の試みが嘉永から安政期にかけてみられる幕府の問屋再興令であろう。しかし、その具体化の過程で、村山村方の場合は、領主側の意図と山形城下町外の、特に農村の豪商層の利害が必ずしも一致しない。従って、不十分な成果しか得られなかつた。

(c) 領主・豪農商間の対立。問屋再興令の一環たる紅花流通について、まず、安政2年、江戸紅花問屋丸合組によって、紅花の江戸打越禁止令が出され、彼等による紅花流通の支配が試みられた。その場合、あくまで、生産地村山等の商人の全面的協力を前提にしている。この仲介的役割は、当然、山形城下町商人に委託された。だが、村山郡一帯の商人層を編成することの困難さが訴えられており、生産地内商人の抵抗が予想されるのである。その結果、安政4年からうじて、村山郡のうち、山形藩領内の一部商人に限ってのみ、かかる政策に妥協している。第4、5表を参照されたい。紅花江戸打越禁止に同調したのは、大部分、山形城下町の商人、それも山形藩御用達等の特権的商人であり、問屋再興、編成も、生産地内ではかかる層の支持を得たにすぎない。在方の豪農商の多くは、これから離反していった。その点は、前述した安政2年の天童藩専売制の場合、より明白に利害の不一致を露呈している。この専売制は、幕府の問屋再興令と時期的に重複したため、在地と江戸の関係が当然考慮されたが、幕府の意図は江戸商人の利益に反しない限り、それを容認するというのである。もはや、江戸商人の利害如何によっては、在地の意向が否定されるという事実が明白である。

ところで、領主と農村の豪農商層間にかかる矛盾が顕在化する本質的な要因は何か。商品経済の発展に乗じて、新たな土地を集積して、大規模土地所有者たりつつあるこれら豪農商は、直接生産者層と事実上の土地所有者、あるいは流通上の前期的資本家たる資格を兼ねるという意味で、経済的利害関係を稀薄にしつつも、自から經營を持続し、又、現実に領主の土地所有が存在し、それに伴う地代徴収が強化され得る可能性がある場合、対

第4表 化政度紅花商人（江戸問屋と関係）

	所在地	問屋再興 同調者	
長谷川 吉郎次	山形	○	山形藩御用達
村井 清七	"	○	山形藩御用達
福島 尾次助	"	○	山形藩御用達
大屋 清兵衛	"		
西山 庄七	"		
岩倉 太兵衛	"		
工藤 六兵衛	天童		安政2年穀田藩専 売商人
横藤 藤左衛門	谷地		
" 久右衛門	"		農兵組織者、奏平 講(地主組合)組織 者
宇野 与蔵	沢畑		
堀込 四郎兵衛	"		万延元年国産取締 会所設置要望、農 兵組織者慶応2年 郡中惣代

第5表 江戸打越禁止同調者（嘉永一安政）

	所在地	嘉永6年 同調印者	山形藩 御用達	化政期江戸 御送荷主
福島 尾次助	山形		○	○
長谷山 吉郎次	"	○	○	○
" 吉内	"	○	○	
村井 清七	"	○		○
佐藤 利兵衛	"		○	
" 利左衛門	"		○	
市村屋 五郎兵衛	"	○		
" 清右衛門	"	○		
真壁屋 勘兵衛	"			
柏倉 清左衛門	岡村			
小関 三郎兵衛	長崎			
吉田 勘右衛門	橋岡			
丸屋 長吉	谷地	○		

領主関係では、直接生産者と歩調を合わせる側面を色濃く持つと考えられる。事実、村山地方各幕領において、天保以降石代納の減少と廻米の増加が強化される。堀田領においても、同様に廻米量を強化している。山形藩の場合は、弘化4年に、廻米施行が計画され、慶応2年にわずかではあるが実施される。このように、国内政治情勢の緊張、外国の接近といった政治的要因と、領主財政の建直を計る意味で、現物地代の強化が企てられた。かかる地代徴収強化に対して、安政6年、柴橋代官所村々が、豪農商を含めて全農民が、廻米反対、金納化要求を行っている。同様に、消極的ではあるが、寒河江代官所付米納村々から、江戸廻米神奈川附反対、浅草御蔵納要求が出されている。領主の土地所有下における地代強化

に対処する限り、豪農商といえど、本質的には農民・直接生産者たる性格を失わない。のみならず、これら、豪農商は、多く、米穀商人を兼ねているから、この米穀の商品化過程における対立的要素も指摘しなければならない。山形藩の場合、領主貢米の商品化は地払制をとっていたし、幕領においても、寛政3年の長瀬附村々の例のように「御廻米ニ不成分」の入札=地払が行われていた。この入札価格をめぐって、米穀商人・領主間に競合関係が存在し、山形藩の場合は商人側の提示した安値で入札されている。従って、廻米施行は、中央で高く売却出来る点で領主に有利であるが、これは、地元での安値払を可能に出来る商人層の利害と決定的に対立する。又、紅花を中心とする商品生産の展開は必然的に農民間の米穀流通を必然化し、地代金納化が施行されるや、この傾向はさらに大きくなつた。慶応3年、柴橋代官所から出された、上方値段高値に見合せての土地米穀商による米価せり上と生産者の高価販売に対する禁止処置あるいは地代金納化に基く米穀商人と生産者の共生関係は、かかる現実を踏えている。この事実をもってしても、領主の廻米施法が商人をも含めた全農民の利害と如何に対立的要素を持つかは明白である。慶応2年に至っても、郡中惣代が、酒田湊役増加に対して、なお反対しなければならない事情も、単に、彼等の利害関係のみに限定すべきではなく、生産者層との絡み合いの中で評価する必要がある。

結 び

村山地方の重要な商品たる紅花流通が、京、大阪、江

戸等にのみ需要を求めるべき以上、基本的には、これら三都と村山の間に限定されるが、しかし、かかる限界内で、最初は、村山の商人資本に有利な、そして次には、直接生産地にまで有利な流通機構に変化されてゆく動向を見出した。かかる過程で、領主側の権力補強の意図は失敗に帰してゆく。商品経済の深化、拡大に伴う、農民的商品経済の分裂化傾向の中で、その対極に生み出されてゆく新たな在地の豪農商掌握失敗がそれである。のみならず、彼等をして、領主権力と対抗する勢力へ接近させる結果になつてゐる。その大きな要因の一つとして、幕領、私領錯綜性に基づく、流通機構掌握の困難さ、即ち、都市特權商人が在地の豪農商編成の仲介的役割を演じえない点に注目すべきであり、逆に、そのことが、商品経済の発展を増長させ、直接生産者層の下からの動きに、村内中核者たる豪農商を同化させていったといえよう。

最後に、本論作成過程の諸事実は、村山関係の諸史料集、郡、町誌、さらに、安孫子麟、渡辺信夫、伊豆田忠悦、永井秀夫氏のすぐれた業績、青木美智男、難波信雄両氏提供による未発表史料のみに依拠しており、枚数の関係上、これら引用文献の註記は省略させていただいた。これら諸氏の論文を参照されたい。

(もりや・よしみ 宮城県名取市猪田字柳田一番地)

(35頁からつづく)

歴史的性格を一層明らかにするのではないだろうか。

ここでエンゲルスのオウエン観が否定的な色が濃い1844年の「イギリスにおける労働者階級の状態」と、イギリスに社会主義が復活する前夜に著わした1878年の“Anti-Dühring”とでかなり変化していることに着目したモートンに耳を傾けたい。同時代の最も先頭にたつ労働運動であったチャーティズムからはなれていたオウエンにたいして、前者におけるエンゲルスの批判は手厳しいかった。(Cf. F. Engels, Die Lage, S. 289—91. Dietz. Berlag. 訳書選集版353—56頁)。しかし後者ではこのような誤りをとりたてて批判するよりも、オウエンの偉大さとかれが労働者階級の前進のためにつくした貢献とを強調するのである。(A. L. Morton, The Life and Ideas of Robert Owen, p. 52—3.)。本稿でこの問題に深入

りする余裕はないが、この2つのオウエン論の間には、資本主義社会のより一層の成熟とそれにともなう労働者階級の成長が、またオウエン主義の積極的な面がマルクス主義にとり入れられたという経過が横たわっている。そしてこの後者の歴史的な評価には教えるものがある。現代にたづねわれわれはオウエンからいかに多くを学ぶべきか、という課題をつねに念頭においておくことが、百年忌をきっかけとしてわが国でおこりつつあるオウエン再評価の動きをみのり多いものとする前提になるのではなかろうか。

著者の鋭い論点に多くの共感をおぼえつつも、このような筆をとったのは以上のようないくわだった道標となるであろう。(1963. 5) (こが・ひでお 北九州市戸畠区中原752)